

空き家跡地暫定活用支援

このような方にお薦めです。お気軽にご相談下さい。

- 当面、居住用として活用する見込みが立たない空き地の敷地を暫定的に駐車場として活用したい方



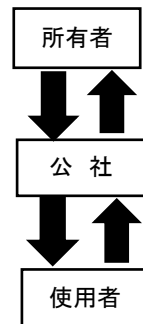
空き家の解体及び空き地の活用を支援します。

- 空き家を解体し、空き地に月極で有料駐車場(5区画以上)を整備される所有者の方から、公社が駐車場の管理運営を受託します。
- 受託するのは、土地形態・周辺環境などから見て、月極駐車場として有効活用できる見込みのある土地に限ります。5年間の駐車場管理業務委託契約を締結して、受託します。
- 駐車場整備のためにこれから行う空き家解体の費用の2分の1(上限10万円)を助成金として支給します。

所有者のメリット

- ◆解体費について10万円助成が受けられます！
- ◆公社が駐車場の管理業務を代行するため、土地所有者が利用契約、料金徴収、日常的な除草等で手を煩わされることはありません。

・活用見込み調査依頼
・建物解体、駐車場整備
・委託料
・賃貸借
・駐車場管理



・現地調査
・活用決定
・助成金

・駐車場料

【手続きの流れ】

空き家・空き地の所有者	公社
◆活用見込み調査依頼	●現地調査、活用の審査・活用見込みの回答
◆管理委託申込み	●決定通知
◆建物解体・駐車場整備	●駐車場の引き渡し
◎5年間駐車場管理委託契約	◎5年間駐車場管理委託契約
	●駐車場管理
	●契約期間終了後、現況返還

【管理委託料】

- 管理業務(駐車場区画:5区画以上)
利用者の募集、利用契約、料金徴収、除草等
- 管理委託料
年12,000円/1区画

鳥取県住宅供給公社 鳥取市田園町4丁目 207 番地タナカビル2階)
(電話)0857-27-7333、<http://www.jkk-tottori.or.jp>